

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する 基準を定める省令の一部を改正する省令について

1. 背景

船舶からの二酸化炭素の放出については、国際海事機関（以下「IMO」という。）において、海洋汚染防止条約附属書VI（以下「附属書VI」という。）に基づき国際的な規制を行っており、平成25年1月以降、二酸化炭素放出抑制対象船舶^{※1}について、二酸化炭素放出抑制指標（EEDI）^{※2}を船舶の用途ごとに規制値^{※3}以下とすることを義務付けている。我が国では、当該規制を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の体系に取り入れており、規制値は、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成24年国土交通省・環境省令第3号。以下「省令」という。）において規定している。

今般、令和2年11月に開催されたIMO第75回海洋環境保護委員会において、自動車運搬船等の一部船種についての規制値の強化を目的とした附属書VIの改正案が採択された。これに伴い、当該規制値の変更を国内法令により担保するため、省令改正を行う必要がある。

- ※1 自国の排他的経済水域を超える航海に従事する総トン数400トン以上の新造船及び改造船。
- ※2 1トンの貨物を1マイル（1,852m）輸送する際の二酸化炭素の放出量を示す指標。
- ※3 「 $(1 - \text{削減率}/100) \times \text{基準値}$ 」によって算出される値。基準値とは船舶の種類、大きさに応じたEEDI基準線（過去10年間のデータを用いて計算されたEEDIの平均線）から得られる値。

2. 概要

以下の船種の規制値について、別紙のとおり基準値から最大^{※4}30%の削減を義務付けることとする。

- ・ ロールオン・ロールオフ旅客船
- ・ タンカー
- ・ 液化ガスばら積船
- ・ ばら積貨物船
- ・ 冷凍運搬船
- ・ ロールオン・ロールオフ貨物船
- ・ 自動車運搬船

※4 船舶は用途や大きさによって搭載される原動機の出力や船型が異なるため、一律の規制値ではなく、それぞれに応じた規制値が設けられている。

3. 今後のスケジュール（予定）

- 公 布：令和6年12月2日（月）
- 施 行：令和7年1月1日（水）